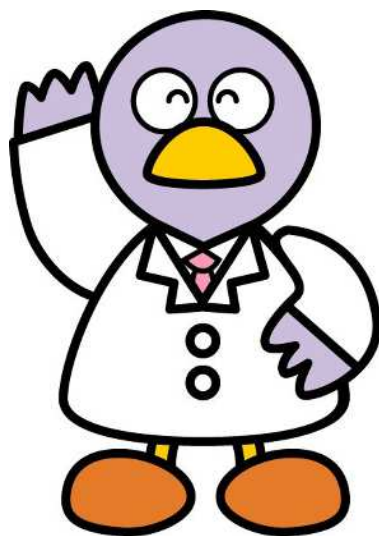


令和8年度  
埼玉県医師育成奨学金  
(出身者奨学金)  
貸与の手引き

◆ 一定の条件を満たすと、奨学金の返還が免除になります ◆



埼玉県のマスコット  
「コバトン」

保健医療部 医療人材課



彩の国  
埼玉県

# 令和8年度 埼玉県医師育成奨学金（出身者奨学金）貸与の手引き

## 目 次

|                              |   |
|------------------------------|---|
| 令和8年度埼玉県医師育成奨学金（出身者奨学金） 募集要項 | 1 |
|------------------------------|---|

### 制度について

|                    |   |
|--------------------|---|
| 1 制度の概要            | 3 |
| 2 奨学金の返還猶予         | 4 |
| 3 奨学金の返還免除         | 5 |
| 4 奨学金の貸与の取消し・交付の停止 | 6 |
| 5 奨学金の返還           | 7 |

### 奨学金貸与候補者の募集について

|           |    |
|-----------|----|
| 6 応募方法・期間 | 8  |
| 7 書類選考    | 8  |
| 8 面接選考    | 11 |

### 奨学金貸与候補者となった場合の手続について

|                      |    |
|----------------------|----|
| 9 奨学金の貸与の申請          | 11 |
| 10 申請（大学入学決定後）に必要な書類 | 12 |
| 11 申請書類の提出方法         | 12 |
| 12 借用証書の提出           | 12 |
| 13 貸与後の諸手続           | 13 |
| 14 Q&A               | 15 |
| 15 問い合わせ先            | 16 |

#### （主な書類の記入方法）

|                         |    |
|-------------------------|----|
| 埼玉県医師育成奨学金貸与候補者書類選考申請項目 | 17 |
| 埼玉県医師育成奨学金応募チェックリスト     | 19 |
| 誓約書                     | 20 |
| 埼玉県医師育成奨学金借用証書          | 21 |

# 令和8年度 埼玉県医師育成奨学金（出身者奨学金） 募集要項

## 1 募集期間

令和8年7月8日（水）10時 ～ 令和8年10月30日（金）17時

## 2 応募資格

次の（１）から（３）のすべてに該当する者

（１）次のいずれかに該当する者

ア 貸与の申請（11ページ参照）の時に本人又は同一世帯の親（未成年後見人である親族を含む。）が埼玉県内に住所を有する者

イ 埼玉県内の高等学校（中等教育学校及び特別支援学校の高等部を含む。）を卒業する見込みである者又は卒業した者

ウ 埼玉県内の高等専門学校の第3学年の課程を修了する見込みである者又は修了した者

エ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条第3号の規定により文部科学大臣が指定した埼玉県内の専修学校の高等課程を同号の文部科学大臣が定める日以後に修了する見込みである者又は修了した者

（２）貸与の申請の時に県外の大学の医学を履修する課程に入学する意思を有する者

（３）医師免許を得た後、特定医療機関（※1）又は特定診療科（※2）等若しくは準特定診療科（※3）に医師として勤務する意思を有する者

（※1） 特定医療機関…特定地域（※4）の公的医療機関、国立病院機構が開設する特定地域の医療機関、その他知事が指定する医療機関

（※2） 特定診療科…産科、小児科、救命救急センター

（※3） 準特定診療科…外科、総合診療を担う診療科

（※4） 特定地域…川越比企（北）保健医療圏（東松山市、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、ときがわ町、東秩父村）  
利根保健医療圏（行田市、加須市、羽生市、久喜市、蓮田市、幸手市、白岡市、宮代町、杉戸町）  
北部保健医療圏（熊谷市、本庄市、深谷市、美里町、神川町、上里町、寄居町）

## 3 募集定員 若干名

## 4 貸与金額

月額 20万円以内

## 5 貸与期間

大学卒業まで（上限6年）

## 6 返還免除

医師免許を得た後、直ちに奨学金貸与の 1.5 倍の期間、特定医療機関又は特定診療科等若しくは準特定診療科に医師として勤務したとき。

(詳細は 5, 6 ページ参照)

## 7 応募手続

募集期間内に W E B で応募申請の手続きを済ませてください。

(詳細は 8 ページ参照)

## 8 選考方法

書類・面接選考により決定します。

(1) 申込 (～10 月 30 日 金曜日 17 時まで)

(2) 書類選考と面接選考の案内 (12 月)

応募時に登録したメールアドレス宛てに書類選考の申請 URL と面接選考の日程や場所についてご案内いたします。

(3) 面接選考 (3 月)

書類選考の申請があった方に対して、面接を実施します。

(場所：さいたま市内)

(4) 最終選考結果

面接選考受験者全員(欠席者を除く。)に対してメールにて通知いたします。

※ 災害、感染症の拡大等により面接選考を実施しないことがあります。

※ この奨学金と同種の奨学金の貸与を受ける場合は、本奨学金の貸与を受けることはできません。

## 9 留意事項

県外の大学の医学を履修する課程に入学が認められなかった場合は、貸与候補者としての資格を失います。

再度、奨学金の貸与を希望する場合は、来年度以降に改めて本制度に応募する必要があります。

## 制度について

### 1 制度の概要

#### (1) 埼玉県医師育成奨学金(出身者奨学金)貸与制度の概要

埼玉県出身の県外大学医学生に奨学金を貸与することにより、県内の医師確保が必要な特定医療機関又は特定診療科等若しくは準特定診療科に勤務する医師を育成するものです。

【本制度のメリット】

要件を満たす勤務をした場合、返還免除となります。

詳しくは5、6ページを参照ください。

#### (2) 対象者

次の①から⑤までの条件をすべて満たす者

##### ① 次のいずれかに該当する者

ア 貸与の申請の時に本人又は同一世帯の親が埼玉県内に住所を有する者

イ 埼玉県内の高等学校（中等教育学校及び特別支援学校の高等部を含む。）を卒業する見込みである者又は卒業した者

ウ 埼玉県内の高等専門学校の第3学年の課程を修了する見込みである者又は修了した者

エ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条第3号の規定により文部科学大臣が指定した埼玉県内の専修学校の高等課程を同号の文部科学大臣が定める日以後に修了する見込みである者又は修了した者

##### ② 貸与の申請の時に県外の大学の医学を履修する課程に入学する意思を有する者

##### ③ 県外の大学の医学を履修する課程に在学する者

##### ④ 同種の奨学金の貸与を受けていない者

##### ⑤ 医師免許を得た後、特定医療機関又は特定診療科等若しくは準特定診療科に医師として勤務する意思を有すると認められる者

#### (3) 貸与金額

月額 20万円以内

#### (4) 貸与期間

大学卒業まで（上限6年）

#### (5) 貸与方法

4半期ごとに3か月分を一括して貸与者名義の口座に振り込みます。

※貸与者本人以外の名義の口座（例：保護者名義の口座）にはお振込みできませんので予めご了承ください

## 2 奨学金の返還猶予

次のいずれかに該当する場合は、奨学金の返還が猶予されます。

なお、返還の猶予については、その申請に基づき決定されますので、すべての申請が認められる訳ではありません。

- (1) 特定医療機関又は特定診療科等若しくは準特定診療科に医師として勤務しているとき。
- (2) 県内の病院に医師として勤務しているとき（(1) に該当する場合を除く。）。
- (3) 埼玉県外の臨床研修病院で臨床研修を受講しているとき。
- (4) 埼玉県外で専門研修を受講しているとき。
- (5) 大学を卒業する日の属する年度に実施される医師国家試験に合格しなかった場合において、翌年度に実施される医師国家試験に合格し、医師免許を得ようとする意思を有するとき。
- (6) 災害、疾病その他やむを得ない理由があると認められるとき。

※「(2) 県内の病院に医師として勤務しているとき」として猶予が認められる期間は埼玉県医師育成奨学金貸与条例第 9 条に定める返還免除要件の範囲内で認められた期間となります。

### 3 奨学金の返還免除

医師免許を得た後、直ちに医師として次の(1)(2)を満たした場合は奨学金の返還を免除します。

- (1) 県内病院等での勤務が9年に達すること。
- (2) 次の①②③のいずれかの要件を満たす勤務をすること。

#### ① 特定診療科で勤務する場合

県内病院で臨床研修を2年間受けた後、専門研修以降で7年間、県内病院の産科、小児科、救命救急センターで勤務していただきます。

【例】基本パターン

| 臨床研修 |     | 専門研修 |     |     | 勤務医  |     |     |     |
|------|-----|------|-----|-----|------|-----|-----|-----|
| 1年目  | 2年目 | 3年目  | 4年目 | 5年目 | 6年目  | 7年目 | 8年目 | 9年目 |
| 県内病院 |     | 県内病院 |     |     | 県内病院 |     |     |     |

返還免除

※県外病院で臨床研修、専門研修を受講した期間は「義務猶予」となります。  
(猶予期間分、勤務医になった後に県内病院で勤務いただく必要があります。)

#### ② 準特定診療科で勤務する場合

県内病院で臨床研修を2年間、専門研修を3年間受けた後、県内病院の外科又は県内医療機関の総合診療を担う診療科で4年間勤務していただきます。その4年間のうち、2年間は特定医療機関で勤務していただきます。

【例】基本パターン

| 臨床研修 |     | 専門研修 |     |     | 勤務医    |     |      |     |
|------|-----|------|-----|-----|--------|-----|------|-----|
| 1年目  | 2年目 | 3年目  | 4年目 | 5年目 | 6年目    | 7年目 | 8年目  | 9年目 |
| 県内病院 |     | 県内病院 |     |     | 特定医療機関 |     | 県内病院 |     |

返還免除

専門研修終了後の4年間のうち2年間、特定医療機関で勤務

※県外病院で臨床研修、専門研修を受講した期間は「義務猶予」となります。  
(猶予期間分、勤務医になった後に県内病院で勤務いただく必要があります。)  
※特定医療機関で専門研修を受講した期間について、特定医療機関での勤務には算定しません。

### ③ 特定・準特定診療科以外で勤務する場合

県内病院で臨床研修を2年間、専門研修を3～5年間受けた後、特定医療機関で4年間勤務していただきます。（特定医療機関で専門研修を受講した場合2年を上限に特定医療機関での勤務に算定します）

#### 【例】基本パターン

| 臨床研修 |     | 専門研修 |     |     | 勤務医    |     |     |     |
|------|-----|------|-----|-----|--------|-----|-----|-----|
| 1年目  | 2年目 | 3年目  | 4年目 | 5年目 | 6年目    | 7年目 | 8年目 | 9年目 |
| 県内病院 |     | 県内病院 |     |     | 特定医療機関 |     |     |     |

返還免除

#### 【例】特定医療機関で専門研修を受講した期間がある場合

| 臨床研修 |     | 専門研修   |     |      | 勤務医    |     |      |     |
|------|-----|--------|-----|------|--------|-----|------|-----|
| 1年目  | 2年目 | 3年目    | 4年目 | 5年目  | 6年目    | 7年目 | 8年目  | 9年目 |
| 県内病院 |     | 特定医療機関 |     | 県内病院 | 特定医療機関 |     | 県内病院 |     |

返還免除

特定医療機関での研修受講期間が2年間を超えた期間は  
特定医療機関勤務とはカウントしない（県内勤務にはカウント）

専門研修終了後の4年間のうち2年間、特定医療機関で勤務

※県外病院で臨床研修、専門研修を受講した期間は「義務猶予」となります。

（猶予期間分、勤務医になった後に県内病院で勤務いただく必要があります。）

※特定医療機関で専門研修を受講した期間について、特定医療機関での勤務に算定する上限は2年間です

◇ そのほか、次のいずれかに該当する場合は、返還債務の全部又は一部を免除することがあります。

- ① 奨学金の貸与を受けた者が死亡したとき。
- ② 災害、疾病その他やむを得ない理由により奨学金の返還ができなくなったとき。

## 4 奨学金の貸与の取消し・交付の停止

奨学金の貸与の決定又は交付を受けている者が次のいずれかに該当するときは、奨学金の貸与の決定を取り消し、又は交付を停止します。

- （1）県外の大学の医学を履修する課程に在学しなくなったとき。
- （2）医師免許を得た後、直ちに特定医療機関、特定診療科等又は準特定診療科若しくは県内の病院に医師として勤務する意思がなくなったと認められるとき。
- （3）同種の奨学金の貸与を受けたとき。
- （4）休学したとき。
- （5）奨学金の貸与を受けることを辞退したとき。
- （6）その他奨学金を貸与することが適当でないと認められるに至ったとき。

（例：留年）

※ 交付の停止の期間は、停止の原因となった理由が発生した日の属する月の翌月から交付停止理由が消滅した日の属する月までの間とします。



## 5 奨学金の返還

(1) 次のいずれかに該当する場合は、貸与を受けた奨学金を一括して返還しなければなりません。

- ① 奨学金の貸与の決定を取り消されたとき。
- ② 医師免許を得た後、直ちに特定医療機関、特定診療科等又は準特定診療科若しくは県内の病院に医師として勤務しなかったとき。  
※ただし、埼玉県外で臨床研修を受講している場合、又は災害、疾病その他やむを得ない理由があると認められる時を除く。
- ③ 埼玉県外での臨床・専門研修受講又は災害、疾病その他やむを得ない理由があると認められ返還猶予の決定を受けた者が猶予期間に引き続いて、特定医療機関、特定診療科等又は準特定診療科若しくは県内の病院に医師として勤務しなかったとき。
- ④ 大学を卒業する日の属する年度に実施される医師国家試験に合格しなかった場合において、当該年度の翌年度に実施される医師国家試験に合格し、医師免許を得ようとする意思があると認められて返還猶予の決定を受けた者が、翌年度に実施される医師国家試験に合格しなかったとき。
- ⑤ 奨学金の返還免除を受ける前に、特定医療機関、特定診療科等又は準特定診療科若しくは県内の病院に医師として勤務しなくなったとき。  
※ただし、埼玉県外で臨床・専門研修を受講している場合、又は災害、疾病その他やむを得ない理由があると認められるときを除く。
- ⑥ 埼玉県医師育成奨学金貸与条例第9条に定める返還免除要件のいずれにも該当しないことが明らかになったとき。

※県内の病院における勤務（特定医療機関、特定診療科等又は準特定診療科での勤務を除く）として猶予が認められる期間は条例第9条に定める返還免除要件の範囲内で認められた期間となります

(2) 奨学金の返還方法

返還する理由が生じた日の属する月の翌月の末日までに、利息（※1）を合算した額を一括して返還しなければなりません。

なお、正当な理由がなく期日までに返還しない場合は、延滞利息（※2）が生じます。

※1 利率：年10%、利息算定期間：最初に貸与した日の翌日から最後に貸与した日まで

※2 返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき額に年14.5%の割合を乗じて得た額となります。

## 奨学金貸与候補者の募集について

### 6 応募方法・期間

#### (1) 応募方法

埼玉県電子申請システム・届出サービス（以下、「電子申請システム」という。）  
による電子申請

#### (2) 期間

令和8年7月8日（水）10時～令和8年10月30日（金）17時

※ 募集期間終了直前は回線が混雑する可能性がありますので、余裕を持って  
ご申請ください。

#### (3) 申請システムから応募後、一週間以内に受付完了メールを送信いたします。

※メールが一週間来ない場合は、お手数ですが医療人材課までご連絡ください。

#### (4) 12月頃に書類選考や今後の流れに関するメールをお送りいたします。

### 7 書類選考

#### (1) 対象者

以下の両方の条件を満たす方が対象です。

- ・本奨学金に応募した方
- ・令和9年度に医学部に入学する見込みの方  
（合格済みの方または合否の発表を待っている方）

#### (2) 申請の手続き

医学部の合格が決定しましたら、12月中にご案内するメールに記載されている  
URL にアクセスし、**令和9年2月26日（金）17時まで**に以下の手順に従って申  
請してください。

※締切時点で医学部受験の合否を待っている方（入学見込みの方）も申請してくださ  
い。

##### ① メール内のURL をクリック

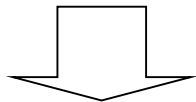
##### ② 次の（1）～（6）の手順に従って申請を行ってください。

ただし、書類選考申請項目の中には、事前に回答の準備が必要な項目（字数制限が  
ある回答項目など）があります。申請項目（17ページ）を必ずご確認ください、  
あらかじめWord やメモ機能で回答を作成した上、手続きに進んでください。

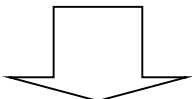
なお、手続き後、面接試験当日までに、受験票に貼付する顔写真や調査書等をご用  
意いただく必要があります。申請をご希望の方は、早めに19ページの応募書類提  
出チェックリストを確認し、必要書類をご準備ください。

## (申請項目(17ページ)の回答をWordやメモ機能で作成)

- ※ 申込URL発行後は24時間以内に入力を開始する必要があります。
- ※ 入力画面は60分を経過するとタイムアウトとなります。

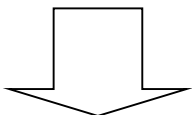


## (1) 電子申請システムの手続き申込みに進む



## (2) 申請内容の入力(コピー&ペースト等)・申込み

- ※ コピー&ペーストをした場合でも、入力内容はよく確認してください。
- ※ 申込み後、WEB画面上及び電子メールで整理番号とパスワードが発行されます。



## (3) 申込状況の照会

- ※ (2)で発行された整理番号とパスワードを電子申請システム申込内容照会画面で入力すると、処理状況が確認できます。「処理待ち」と表示されていれば申込みは完了です。【画面イメージ①参照】
- ※ 申込内容照会画面ページ下部の「再申込する」「修正する」「取下げを依頼する」操作は禁止とします。【画面イメージ②参照】

### 【画面イメージ①】

| 申込内容照会                                                            |                              |
|-------------------------------------------------------------------|------------------------------|
| <a href="#">ホーム</a> > <a href="#">申込照会</a> > <a href="#">申込詳細</a> |                              |
| 申込詳細                                                              |                              |
| 手続き名                                                              | 【テスト1】令和8年度埼玉県医師育成奨学金貸与候補者選考 |
| 整理番号                                                              | 698875224380                 |
| 処理状況                                                              | 処理待ち                         |
| 処理履歴                                                              | 2026年6月24日18時54分 申込          |

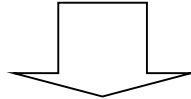
「処理待ち」となっていれば申込完了です。  
医療人材課での受付処理後、受理されます。

## 【画面イメージ②】

※確認後、必ずブラウザを開いてください。  
※申込んだ内容を修正する場合は、【修正する】ボタンを選択してください。

|           |            |
|-----------|------------|
| < 申込照会へ戻る | 再申込する >    |
| 修正する >    | 取下げを依頼する > |

「再申込する」「修正する」「取下げを依頼する」  
操作は禁止とします。



## (4) 受験票等の発行のメールの受信

- ※ 約1週間以内に申請の受理が完了し、申請されたメールアドレス宛てに受験票等の発行に関するメールが送信されます。

## (5) 受験票等の確認

- ※ (4)のメール受信後、電子申請システムの申込内容照会画面において、再度整理番号とパスワードを入力してください。電子申請システム画面上で、受験票と応募書類提出チェックリストのダウンロードしてください。【画面イメージ③参照】
- ※ 申込内容照会画面ページ下部の「再申込する」操作は禁止とします。【画面イメージ④参照】

## 【画面イメージ③】

| 申込詳細                              |                                                                             |
|-----------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| ※添付ファイルは一度パソコンに保存してから開くようにしてください。 |                                                                             |
| 手続き名                              | 【テスト2】令和8年度埼玉県医師育成奨学金貸与候補者選考                                                |
| 整理番号                              | 907439488192                                                                |
| 処理状況                              | 処理中（返信済）                                                                    |
| 処理履歴                              | 2026年6月25日11時45分 返信ファイルアップロード<br>2026年6月25日10時26分 受理<br>2026年6月25日10時23分 申込 |
| 返信添付ファイル1                         | <a href="#">R8受験票_907439488192.pdf</a>                                      |
| 返信添付ファイル2                         | <a href="#">応募書類提出チェックリスト.pdf</a>                                           |

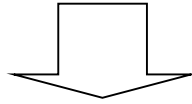
#### 【画面イメージ④】

※確認後、必ずブラウザを開いてください。

< 申込照会へ戻る

再申込する >

「再申込する」操作は禁止とします。



### (6) 受験票、調査書等の準備

- ※ 受験票を A4 サイズで 1 部印刷し、顔写真を 2 カ所に貼付の上、面接試験当日に受付にご提出ください。
- ※ 調査書等の提出も必要です。(19 ページの応募書類提出チェックリスト参照)
- ※ 応募書類提出チェックリストの提出は不要です。

## 8 面接選考

- 書類選考の申請があった方に対して、医療人材課からメールで受験票と面接日や時間等の詳細をご案内いたします。  
(場所：さいたま市内、時期：3 月)
- 最終選考結果  
面接選考受験者全員（欠席者を除く。）にメールで通知いたします。
- 留意事項
  - ・ 災害、感染症の拡大等により面接選考を実施しないことがあります。
  - ・ この奨学金と同種の奨学金の貸与を受ける場合は、本奨学金の貸与を受けることはできません。

### 奨学金貸与候補者となった場合の手続について

## 9 奨学金の貸与の申請

奨学金貸与候補者は、大学の入学決定後に申請書類を提出していただきます。

## 10 申請（大学入学決定後）に必要な書類

### （１）申請者本人

- ① 誓約書（様式第２号）
- ② 住民票の写し（マイナンバーの記載がないもの）（コピー不可）
- ③ 同意書（申請者が未成年の場合）
- ④ 奨学金の振込先金融機関の預金通帳の写し  
（金融機関名、店名、預金種別、口座名義人、口座番号を確認できるページ）
- ⑤ 大学の合格通知書の写し
- ⑥ 埼玉県キャリア形成プログラム等適用同意書

### （２）連帯保証人２人

- ① 住民票の写し（マイナンバーの記載がないもの）（コピー不可）各１通

#### 〈連帯保証人について〉

貸与申請時の誓約書及び貸与終了時の借用証書に連帯保証人の保証が必要となりますので、あらかじめ内諾を得てください。

なお、貸与決定後に連帯保証人を変更することはできません。ただし、死亡や破産等のやむを得ない事由がある場合は除きます。

※ 返還が滞ると、連帯保証人に返還していただくことになります。

#### 〈連帯保証人の要件〉

- （１）継続・安定した収入が見込まれること。
- （２）返還が滞った際に、直ちに返還することができること。
- （３）連帯保証人同士が同一生計を営んでいないこと。

## 11 申請書類の提出方法

電子申請システムにより申請していただきます。

## 12 借用証書の提出

奨学金の貸与が終了したときは、遅滞なく「埼玉県医師育成奨学金借用証書」を作成し、提出してください。

借用証書には、申請者本人の記名のほか、連帯保証人（様式第２号の誓約書に記名した者同一の者）２名の記名が必要です。

また、借入額に応じて収入印紙を貼っていただくことになります。

## 13 貸与後の諸手続

### (1) 通常提出しなければならないもの

|   | 事 例                                                                       | 提出書類                                                                                                                | 備 考                             |
|---|---------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------|
| 1 | 大学に在学しているとき                                                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>在学届<br/>在学証明書（学年入り）を添付</li> </ul>                                            | 毎年 4/1～<br>4/30 に提出<br>（入学年も含む） |
| 2 | 大学を卒業したとき                                                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>卒業届<br/>卒業証明書を添付</li> <li>埼玉県医師育成奨学金<br/>借用証書</li> </ul>                     |                                 |
| 3 | 医師免許を得た後、臨床研修の受講を開始したとき又は修了したとき                                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>臨床研修受講開始（修了）届</li> <li>埼玉県医師育成奨学金<br/>返還猶予（免除）申請書<br/>理由を証する書類を添付</li> </ul> | 返還猶予申請書は臨床研修開始時に提出              |
| 4 | 臨床研修修了後、特定医療機関、特定診療科等又は準特定診療科若しくは県内の病院に医師として勤務したとき（臨床研修を受講している場合を除く。）     | <ul style="list-style-type: none"> <li>勤務届</li> <li>埼玉県医師育成奨学金<br/>返還猶予（免除）申請書<br/>理由を証する書類を添付</li> </ul>           |                                 |
| 5 | 専門研修の受講を開始したとき又は修了したとき                                                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>専門研修受講開始（修了）届</li> <li>埼玉県医師育成奨学金<br/>返還猶予（免除）申請書<br/>理由を証する書類を添付</li> </ul> | 返還猶予申請書は後期研修開始時に提出              |
| 6 | 奨学金貸与期間の1.5倍の期間、特定医療機関、特定診療科等又は準特定診療科若しくは県内の病院に医師として勤務するなどして奨学金が返還免除となるとき | <ul style="list-style-type: none"> <li>埼玉県医師育成奨学金<br/>返還猶予（免除）申請書<br/>理由を証する書類を添付</li> </ul>                        |                                 |

### (2) 変更事項等がある場合に提出しなければならないもの

|   | 事 例                      | 提出書類                                                                         | 備 考 |
|---|--------------------------|------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 1 | 本人又は連帯保証人の住所や氏名に変更があったとき | <ul style="list-style-type: none"> <li>届出事項等変更届<br/>変更事項を証する書類を添付</li> </ul> |     |
| 2 | 勤務届で届け出た事項に変更があったとき      | <ul style="list-style-type: none"> <li>届出事項等変更届<br/>変更事項を証する書類を添付</li> </ul> |     |

|    |                                                                                                     |                                             |  |
|----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------|--|
| 3  | 休学し、又は停学処分を受けたとき                                                                                    | ・退学等届                                       |  |
| 4  | 復学し、又は停学の期間が満了したとき                                                                                  | ・退学等届                                       |  |
| 5  | 退学等になったとき                                                                                           | ・退学等届<br>・埼玉県医師育成奨学金<br>借用証書                |  |
| 6  | 同種の奨学金の貸与を受けたとき                                                                                     | ・埼玉県医師育成奨学金<br>貸与辞退届<br>・埼玉県医師育成奨学金<br>借用証書 |  |
| 7  | 奨学金の貸与を受けることを辞退しようとするとき                                                                             | ・埼玉県医師育成奨学金<br>貸与辞退届<br>・埼玉県医師育成奨学金<br>借用証書 |  |
| 8  | 留年したとき                                                                                              | ・退学等届                                       |  |
| 9  | 臨床研修若しくは専門研修の受講を辞退・中断するとき又は病院からそれらの受講の承認の取消し・中断を命ぜられたとき                                             | ・埼玉県医師育成奨学金<br>返還猶予の理由消滅届                   |  |
| 10 | 大学を卒業する日の属する年度の医師国家試験に不合格となり、翌年度の試験を再度受験しようとするとき                                                    | ・埼玉県医師育成奨学金<br>返還猶予（免除）申請書<br>理由を証する書類を添付   |  |
| 11 | 災害や疾病その他やむを得ない理由により、奨学金の返還猶予又は免除を受けようとするとき                                                          | ・埼玉県医師育成奨学金<br>返還猶予（免除）申請書<br>理由を証する書類を添付   |  |
| 12 | 本人が死亡し、奨学金の返還猶予又は免除を受けようとするとき                                                                       | ・埼玉県医師育成奨学金<br>返還猶予（免除）申請書<br>理由を証する書類を添付   |  |
| 13 | 医師国家試験に不合格となり、翌年度に再度試験を受けるために返還猶予を受けている期間又は災害、疾病その他やむを得ない理由により返還猶予を受けている期間に、返還猶予を受けることとなった理由が消滅したとき | ・埼玉県医師育成奨学金<br>返還猶予の理由消滅届                   |  |



## 14 Q&A

### 〈応募について〉

Q1 応募の際、所得制限はありますか？

A1 所得制限は設けていません。

Q2 他の奨学金等の貸与を受けていても、応募はできますか？

A2 一般的な奨学金等で、返還免除を受けるための条件として勤務先や勤務期間などが指定されていないものであれば、他の奨学金等の貸与を受けていても応募することはできます。しかし、他の都道府県や団体等から本制度と同様の奨学金等（貸与後、一定の勤務をすると返還免除となる奨学金等）の貸与を受けている場合は、応募することができません。

Q3 本出身者奨学金と重複して、埼玉県地域枠入学試験（埼玉医科大学、順天堂大学、日本医科大学、日本大学、北里大学、東京医科大学、東京科学大学、獨協医科大学）に応募出来ますか。

A3 応募は出来ますが、埼玉県地域枠入学試験に合格した場合は、本出身者奨学金の権利は無くなり、必ず埼玉県地域枠入学試験の合格した大学に入学していただきます。

Q4 高校を卒業して数年経過してしまっているのに調査書や成績証明書を取得することができません。どうしたらよいですか？

A4 調査書の取得ができない場合は、「卒業証明書」（卒業証書の写しは不可）と「成績証明書」を提出してください。成績証明書の取得ができない場合は、かわりに「単位取得証明書」を提出しても差し支えありません。

Q5 調査書、成績証明書はいつの成績まで記載されているものが必要ですか？

A5 特に定めはありませんが、できる限り直近のものを提出してください。

### 〈奨学金の貸与について〉

Q1 奨学金はどのような方法で貸与されますか？

A1 貸与者本人名義の金融機関の口座に、4半期ごとに3か月分を一括して振り込みます。

Q2 親の名義の口座に奨学金を振り込んでもらえますか？

A2 できません。

Q3 貸与候補者に決定しましたが、大学入学試験に合格できなかった場合はどうなるのですか？

A3 奨学金の貸与を受けることはできません。再度医学部を受験する場合は、来年度に改めて、本奨学金制度に応募する必要があります。

〈返還猶予等について〉

Q1 医師国家試験に合格できなかった場合は、奨学金を一括返還しなければなりませんか？

A1 大学を卒業する年の医師国家試験に合格できなかった場合でも、その翌年の国家試験に合格すれば、一括返還の必要はありません。大学を卒業する年の翌年の国家試験に合格できなかった場合は、貸与を受けた額を一括して返還していただきます。

Q2 埼玉県外で専門研修を受ける場合は返還猶予になりますか？

A2 埼玉県外で専門研修を受講しているときも返還猶予になりますが、その期間は返還免除に必要な期間に算入されません。

〈その他〉

Q1 連帯保証人は誰でもよいのですか？

A1 2名の連帯保証人は、それぞれ独立の生計を営む成年者（連帯保証人同士が同一生計を営んでいないこと。

例：父親と同一生計でない祖父は可、同一生計下の両親は不可）で、返済能力があることが必要です。

Q2 手続きに必要な書類はどこで入手できますか？

A2 埼玉県医療人材課のホームページからダウンロードできます。

## **15 問合せ先**

埼玉県 保健医療部 医療人材課 医師確保対策担当

〒330-8777

さいたま市中央区新都心1-2

埼玉県立小児医療センター8階

電話 048-601-4600

メール a3560-03@pref.saitama.lg.jp

## 埼玉県医師育成奨学金(出身者奨学金)貸与候補者

### 書類選考申請項目

- ☐ 氏名・フリガナ
- ☐ 生年月日
- ☐ 年齢
- ☐ 郵便番号・都道府県・住所
- ☐ 携帯電話番号(電話番号)  
※ 持っていない場合は日中に連絡がとれる電話番号を入力してください。
- ☐ 合格した大学名または合否の結果待ちをしている大学名を入力してください。
- ☐ 【合否の結果待ちをしている方へ】大学が公表している合否発表予定日(又は予定時期)をわかる範囲でご記入ください。
- ☐ 卒業した又は在学する高等学校等の学校名を入力してください。
- ☐ 自己PR  
※ 300字以上400字以内で入力してください。  
※ 面接の際の参考にするため、段落をつけ体裁を整えて入力してください。

- ☐ あなたが医師を目指す理由  
※ 300字以上400字以内で入力してください。  
※ 面接の際の参考にするため、段落をつけ体裁を整えて入力してください。

☐ 埼玉県医師育成奨学金に応募する理由や奨学金を必要とする理由

※ 300字以上400字以内で入力してください。

※ 面接の際の参考にするため、段落をつけ体裁を整えて入力してください。

☐ 高等学校等での学業以外の活動（部活・委員会等）

※ 200字以内で入力してください。

※ 面接の際の参考にします。

☐ 申請年月日

※ 申請手続きを行った日付を入力してください。

☐ 本人同意

※ ①記載事項に相違がないこと、②埼玉県医師育成奨学金貸与制度に同意することについて、チェックボックス2カ所にチェックを入れてください。

申請項目は以上です。

Word やメモ機能を用いて回答が作成できましたら、ホームページから申込手続きに進んでください。

# 令和 8 年度埼玉県医師育成奨学金(出身者奨学金) 書類提出チェックリスト

## 提出書類

次の書類を、面接試験当日、受付に提出してください。

### ① 高等学校等に在学中の者

☐ **受験票**

※ 写真(3か月以内に撮影。無帽・無背景・マスク無しのもの(裏面に氏名記入)。縦4cm×横3cm)を貼付すること。

☐ **調査書**(高等学校(中等教育学校及び特別支援学校の高等部を含む。)を卒業、高等専門学校の第3学年の課程を修了、専修学校の高等課程を修了する見込みであることが記載されているもの)

取得できない場合は、次の①と②でも可

①卒業見込証明書等

②成績証明書(取得できない場合は通知表のコピーなど成績がわかるもの)

☐ **埼玉県外の学校に在学中の者のみ、応募者の住民票の写し**(マイナンバーの記載がないもの)(応募者が県外に住所を有する場合は、更に親が県内に住所を有することを確認する書類として親の住民票の写し(マイナンバーの記載がないもの)及び応募者と親との続柄が確認できる戸籍謄本等)

### ② 高等学校等を卒業(修了)した者

☐ **受験票**

※ 写真(3か月以内に撮影。無帽・無背景・マスク無しのもの(裏面に氏名記入)。縦4cm×横3cm)を貼付すること。

☐ **調査書**(高等学校(中等教育学校及び特別支援学校の高等部を含む。)を卒業したこと、高等専門学校の第3学年の課程を修了したこと、専修学校の高等課程を修了したことが記載されているもの)

取得できない場合は、次の①と②でも可

①卒業証明書等

②成績証明書(取得できない場合は通知表のコピーなど成績がわかるもの)

☐ **埼玉県外の学校を卒業(修了)した者のみ、応募者の住民票の写し**(マイナンバーの記載がないもの)(応募者が県外に住所を有する場合は、更に親が県内に住所を有することを確認する書類として親の住民票の写し(マイナンバーの記載がないもの)及び応募者と親との続柄が確認できる戸籍謄本等)

### ③ 高等学校卒業程度認定試験合格者(又は合格見込みの者)

☐ **受験票**

※ 写真(3か月以内に撮影。無帽・無背景・マスク無しのもの(裏面に氏名記入)。縦4cm×横3cm)を貼付すること。

☐ **高等学校卒業程度認定試験合格証明書**又は**高等学校卒業程度認定試験合格見込成績証明書**

☐ **応募者の住民票の写し**(マイナンバーの記載がないもの)(応募者が県外に住所を有する場合は、更に親が県内に住所を有することを確認する書類として親の住民票の写し(マイナンバーの記載がないもの)及び応募者と親との続柄が確認できる戸籍謄本等)

## 記入方法

入学決定後の提出書類

様式第2号（第4条関係）

誓 約 書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

私は、下記のとおり埼玉県医師育成奨学金貸与条例（以下「条例」という。）の規定による奨学金の貸与を受けるに当たり、学生としての本分を守り、勉学に励むとともに、大学を卒業し、医師免許を得た後は、条例第8条第2号、第3号又は第5号のいずれかに該当する場合を除き、条例及び埼玉県医師育成奨学金貸与条例施行規則（以下「規則」という。）の規定に基づく埼玉県内の特定地域の公的医療機関等又は特定診療科等若しくは準特定診療科において条例に規定する期間、医師として勤務し、奨学金の返還の事由が生じたときは、遅滞なく、貸与を受けた奨学金を返還し、及び条例第4条の2に規定する利息を支払うことを誓約します。

なお、条例若しくは規則の規定に違反したとき、又は埼玉県医師育成奨学金貸与申請書等の埼玉県知事宛てに提出した書類に虚偽の記載があったときは、奨学金の貸与の取消し又は交付の停止をされても異議ありません。

申請者が自署すること。

申請者 住所  
氏名

申請者が条例の規定により貸与を受ける奨学金に係る下記の返還等の債務について、連帯して保証します。

連帯保証人 住所  
氏名  
生年月日 年 月 日生  
申請者との関係  
電話番号

連帯保証人がそれぞれ自署すること。

連帯保証人 住所  
氏名  
生年月日 年 月 日生  
申請者との関係  
電話番号

奨学金の額と貸与期間は、医師育成奨学金貸与申請書の内容と揃えること。

記

- 1 奨 学 金 の 額 月額 円  
大学に入学するために必要な費用 円
- 2 奨学金の貸与期間 年 月から 年 月まで
- 3 利 息 の 額 条例第4条の2及び規則第9条の2の規定により、奨学金の貸与の額に年10%の割合を乗じて得た額
- 4 延 滞 利 息 の 額 奨学金の返還事由が生じ、定められた期日までに返還等の債務を履行しなかった場合、条例第11条の規定により、返還すべき奨学金の額に年14.5%の割合を乗じて得た額

## 記入方法

収入印紙

100 万円まで 1,000 円  
500 万円まで 2,000 円  
1,000 万円まで 1 万円  
5,000 万円まで 2 万円

(宛先)

埼玉県知事

埼玉県医師育成奨学金借用証書

借入額に応じて収入印紙を貼り、  
印紙に被るように本人と連帯保証  
人のうち、いずれか 1 名の署名又  
は押印で消印をしてください。

提出日を和暦で記入  
すること。

年 月 日

本人が自署する  
こと。

住所

氏名

生年月日

電話番号

貸与番号

連帯保証人 住所

氏名

生年月日 年 月 日生

本人との関係

電話番号

連帯保証人がそ  
れぞれ自署する  
こと。

連帯保証人 住所

氏名

生年月日 年 月 日生

本人との関係

電話番号

埼玉県医師育成奨学金貸与条例に基づき、下記のとおり金額を借用しました。

記

|       |                                       |
|-------|---------------------------------------|
| 借受け期間 | ( 年 月 から 年 月 まで<br>年 月 から 年 月 までを除く ) |
| 借用金額  | 円 (うち利息 円)                            |

※ 借用金額に応じて収入印紙を貼り、印紙に被るように本人と連帯保証人のうちいずれ  
か 1 名の署名又は押印で消印をしてください。